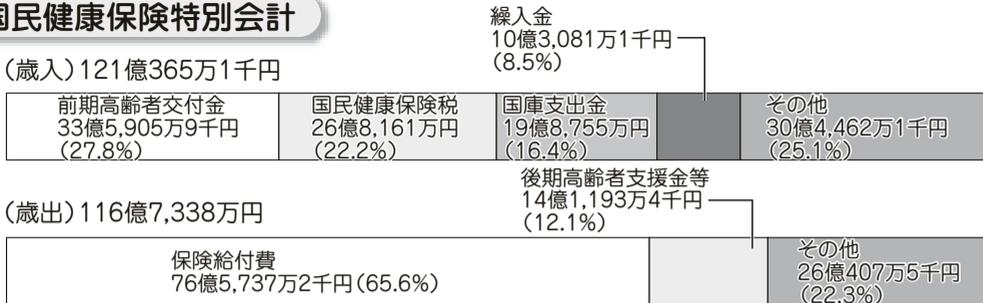


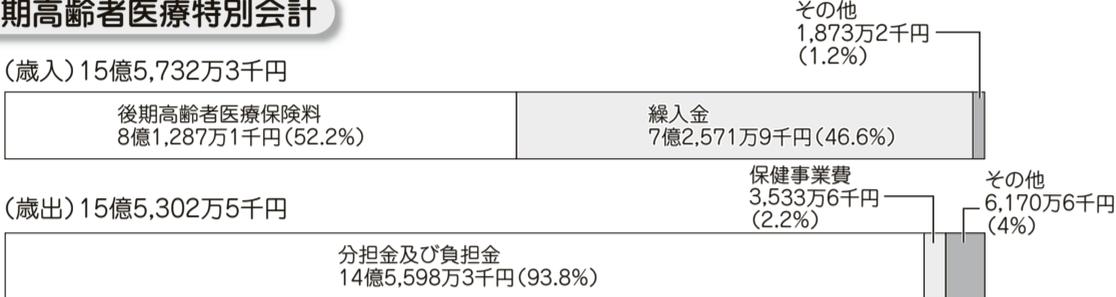
特別会計

特別会計は、効率的な運営やその経理を明確にするために、一般会計から独立させたもので、市では国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健、介護保険、下水道事業の5つの会計を設けています。

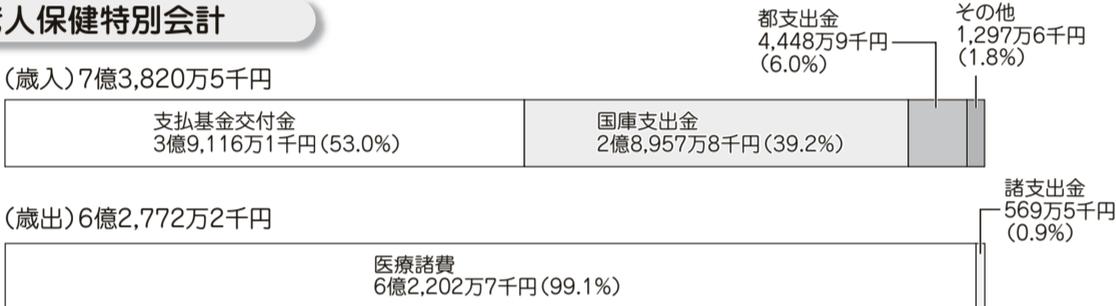
国民健康保険特別会計



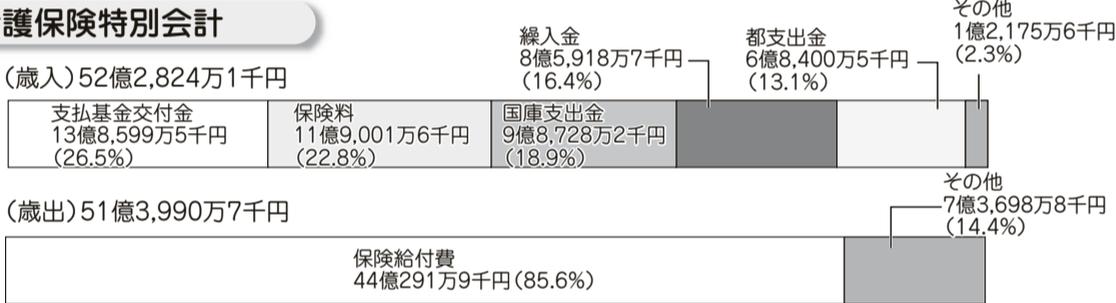
後期高齢者医療特別会計



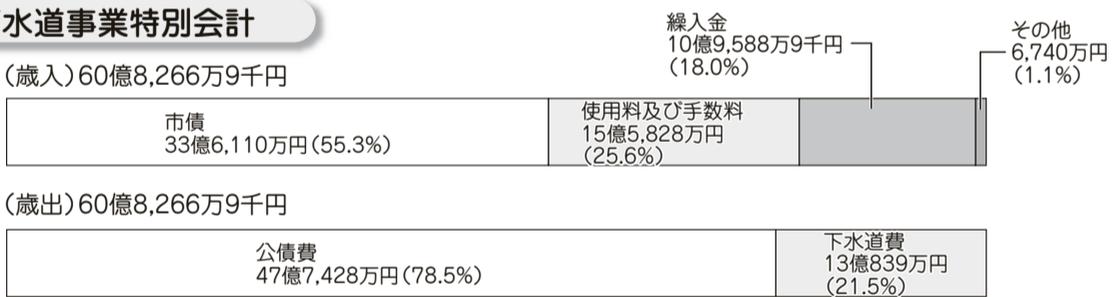
老人保健特別会計



介護保険特別会計



下水道事業特別会計



市有財産の状況

財産	現在高	市民一人当たり
土地(公園や施設の敷地など)	577,756.27㎡	
建物(学校や公民館など)	204,484.00㎡	
工作物(防火貯水槽など)	141カ所	
物権(地上権)	5,547.53㎡	
出資による権利(出資金や出金)	1,756万3千円	153円
物品(自動車や地域防災無線など)	740点	
債権(施設借上敷金など)	5,374万8千円	469円
基金(財政調整基金など)	33億1,894万9千円	2万8,960円

市債借り入れの状況

発行目的	残高	市民一人当たり
下水道債	182億102万1千円	15万8,814円
土木債	59億9,849万3千円	5万2,340円
教育債	29億2,341万8千円	2万5,508円
総務債	23億3,782万1千円	2万399円
民生債	12億3,372万4千円	1万765円
衛生債	10億2,853万円	8,974円
消防債	1億7,187万2千円	1,500円
その他(減税補てん債、臨時財政対策債など)	128億8,739万5千円	11万2,450円
合計	447億8,227万4千円	39万750円
(参考) 19年度末残高	467億6,939万3千円	40万9,181円

20年度に実施した主な事業

総務費	
長期総合計画策定事業	768万円
情報系ネットワークシステムリプレース	4,289万円
国際交流事業	177万円
民生費	
次世代育成支援行動計画(後期)ニーズ調査	284万円
金山学童保育所整備事業	3,912万円
わかくさ学園新築事業	2億4,145万円
農林業費	
魅力ある都市農業育成対策事業	1,800万円
商工費	
「新たな産業のあり方」調査事業	350万円
土木費	
一般道路工事	4,734万円
道路舗装補修工事	1億6,450万円
道路排水施設整備工事	1,540万円
市道改修工事	1,263万円
用地購入(2161号線、2254号線、1171号線)	1億6,447万円
都市計画道路整備事業	5億7,384万円
消防費	
消防本部庁舎改修工事設計委託	704万円
新川出張所改修工事設計委託	886万円
消防団第1分団詰所建替え工事	2,634万円
教育費	
小学校施設管理(給水管改修工事等)	1億7,695万円
中学校施設管理(防火シャッター改修工事等)	1,920万円
図書館資料の購入	3,517万円
中央公民館舞台照明設備改修工事	5,234万円
テニスコート改修工事	283万円

12月1日～
22年1月31日は
寄付禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。有権者が寄付を求めることも禁止されています。これに違反すると処罰されます。

政治家は有権者に寄付を「贈らない!」、有権者は政治家に寄付を「求めない!」、政治家から有権者への寄付は「受け取らない!」の「三ない運動」を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

※ここでいう「政治家」とは、現に公職にある方に加え、候補者や候補者になろうとしている方も含まれます。

詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714~4716)へ。

市税等の納付にご協力ください

12月25日(金)は、固定資産税・都市計画税第3期、国民健康保険税第6期、後期高齢者医療保険料第6期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。
詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

耐震化の現状と目標

建築物の種類	21年度末(現状)	27年度末(目標値)
一般住宅	69.4%	90.0%
民間特定建築物	94.2%	100.0%
防災上重要な公共建築物	65.8%	100.0%

「耐震化の現状と目標」左表(消印有効)・住所氏名・年齢・ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所施設管理課建築営繕係まで郵送、ファクス(470・7809)、電子メール、または直接関係へ持参してください。詳しくは関係 ☎470・7756へ。

◆施設管理課建築営繕係電子メールアドレス shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp

災害に強いまちづくりを推進

東久留米市耐震改修促進計画(素案)がまとまりました

皆さんからのご意見(ハブリックコメント)を募集します

災害に強いまちづくりを推進するため、市では「東久留米市耐震改修促進計画(素案)」をまとめました。

同計画(素案)は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて策定するもので、地震による建築物の被害、損傷を最小限にとどめるため、その地域防災計画の基本となっている「減災」の視点から、耐震化の目標や取り組むべき施策などを提示しています。

【計画期間】22年度～27年度末。おおむね3年を目途に実現する。

建築物③防災上重要な公共建築物②東久留米市地域防災計画に定める防災上重要な市有建築物(防災活動の拠点となる施設、災害時の避難収容施設)▽延べ床面積が200平方メートル以上の市有建築物

【耐震化の現状と目標】左表

同計画(素案)についての意見は、22年1月31日(日)までに(消印有効)・住所氏名・年齢・ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所施設管理課建築営繕係まで郵送、ファクス(470・7809)、電子メール、または直接関係へ持参してください。詳しくは関係 ☎470・7756へ。

【重点的に取り組むべき施策】①住宅(木造住宅)の耐震診断・改修の促進②民間特定建築物の耐震化③防災上、重要な市有建築物の耐震化

同計画(素案)の閲覧 12月15日(火)から施設管理課建築営繕係(市役所5階)で

ご意見(ハブリックコメント)を募集します

【耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な考え方】住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とします。市では、建物所有者が主体的に耐震化への取り組みができるよう、都や関係団体等と協力して環境整備、情報提供、技術的支援を行っていきます。

【耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な考え方】住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とします。市では、建物所有者が主体的に耐震化への取り組みができるよう、都や関係団体等と協力して環境整備、情報提供、技術的支援を行っていきます。